

## 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算      支出科目    款：衛生費    項：医務費    目：健康増進対策費

### 事業名    たばこ対策による健康づくり事業

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部保健医療課健康推進室受動喫煙対策係    電話番号：058-272-1111 (内 2559)

E-mail：c11223@pref.gifu.lg.jp

1    事業費      7,901 千円 (前年度予算額：10,023 千円)

#### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	10,023	4,621	0	0	0	0	0	0	5,402
要求額	7,901	3,560	0	0	0	0	0	0	4,341
決定額	7,901	3,560	0	0	0	0	0	0	4,341

## 2    要求内容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・ 喫煙は、がんや慢性閉塞性肺疾患 (COPD) の原因の一つとされている。また、本人のみならず、周囲への受動喫煙も問題となっている。
- ・ そのため、令和2年4月に改正健康増進法 (以下、法という。) が全面施行されたことに伴い、多くの方が利用する施設において、受動喫煙対策が義務化された。
- ・ 保健所には適切な喫煙室が設置されていない等の法違反に関する通報や喫煙をする際の配慮義務等 (法第27条) に関する相談が後を絶たず、施設だけではなく、県民への受動喫煙対策の浸透が不十分である。
- ・ 各施設や県民が法を理解し、適切な受動喫煙対策が図られるよう引き続き周知啓発のうえ、指導・助言を行う必要がある。
- ・ また、法の施行を機に県民が受動喫煙及び禁煙についての理解を深め、がん予防などを含めた健康増進につなげていく必要がある。

### (2) 事業内容

#### ○受動喫煙対策の推進

- ・ 義務違反に関する通報のあった施設等への行政指導、立入検査を行う。

- ・ 県民や施設からの受動喫煙対策の相談対応。
- ・ 施設管理者への説明会の実施。
- ・ 啓発資料による普及、先進事例の発信、禁煙施設の推奨。
- ・ 受動喫煙防止対策推進会議の開催。

○たばこ対策の推進

- ・ 学校への防煙教室、事業所への禁煙出前講座の実施。
- ・ がんやCOPD等の予防に関する教室の実施及び県HP等での情報発信。

(3) 県負担・補助率の考え方

国 1/2 県 1/2 (法に係る義務違反等の対応のみ 県 10/10)

法により、都道府県に受動喫煙対策の責務があり、各種計画において禁煙対策が位置付けられている。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額 (千円)	事業内容の詳細
報償費	214	協議会報償費等
旅費	668	協議会委員費用弁償、業務旅費
需用費	1,726	消耗品費、燃料費、印刷製本費 (啓発物印刷等)
役務費	3,197	通信運搬費
委託料	1,926	COPD対策事業委託費等
使用料及び賃借料	170	協議会会場使用料等
合計	7,901	

**決定額の考え方**

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第7期岐阜県保健医療計画、第3次岐阜県がん対策推進計画、第3次ヘルスプランぎふ21

(2) 国・他県の状況

受動喫煙対策は、法が令和2年4月に全面施行し、全国一律に義務化された。

(3) 事業主体及びその妥当性

法や各種計画に位置づけられており、県による実施が妥当である。

# 事業評価調査（県単独補助金除く）

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### （事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

令和2年4月に法が全面施行されたため、多くの方が利用する施設での受動喫煙対策が適切に行われ、望まない受動喫煙が防止されるよう普及及び対策の推進を図る。

県民の受動喫煙対策や喫煙による健康問題への関心を高めていく。

### （目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値 (H29年度末時点)	目標	達成率
家庭で毎日あった者の割合	10.6% (H28)	(H )	10.6% (H28)	5%以下 (R5)	%
職場で全くなかった者の割合	60.9% (H28)	(H )	60.9% (H28)	90%以上 (R5)	%
飲食店で月1回以上あった者の割合	50.4% (H28)	(H )	50.4% (H28)	25%以下 (R5)	%
遊技場で月1回以上あった者の割合	34.5% (H28)	(H )	34.5% (H28)	17%以下 (R5)	%
市役所・病院・公共交通機関で月1回以上あった者の割合	10.9% (H28)	(H )	10.9% (H28)	0% (R5)	%
COPDの認知度の向上	29.1% (H28)	(H )	29.1% (H28)	95%以上 (R5)	%

### ○指標を設定することができない場合の理由

--

### （前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

9月末までの通報件数 58 件、相談件数 535 件

(前年度の成果)

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果  
市町村所有の第二種施設における喫煙専用室設置率  
(R1 : 1.1% → R2 : 0.4%)

## 2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い      △：必要性が低い	
(評価) ○	健康増進法第二十五条により、受動喫煙防止の普及啓発、環境の整備など、受動喫煙防止対策を総合的かつ効果的に推進する責務が県に課されており、県による実施は妥当である。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	第二種施設を対象としたアンケート調査の結果では法違反はなく、適切な対策が講じられていた。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている      △：向上の余地がある	
(評価) ○	COPD対策事業は専門的な知識を有する団体に委託し、効率化を図っている。

(今後の課題)

- ・事業が直面する課題や改善が必要な事項  
法の全面施行を機に各種施設における受動喫煙対策は促進されてきたが、取組が継続されるよう引き続き周知啓発する必要がある。

(次年度の方向性)

- ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか  
法に基づく届出事務を実施のうえ、受動喫煙対策の一層の促進のために引き続き施設への指導・助言をしていく必要がある  
また、たばこの健康影響やCOPDの認知度向上を図り、県民の健康増進を図っていく。そのために、受動喫煙防止対策推進会議を開催し、進捗確認・評価などを行い、今後のたばこ対策に生かしていく。

